

## 恩給関係費

令和3年度における恩給関係費の予算現額は 145,497,527 千円  
 であって、その内訳は

歳出予算額	145,476,349 千円
┌ 当初予算額	145,097,049 千円
├ 予算補正追加額	517,829 千円
└ 予算補正修正減少額	138,529 千円
前年度繰越額	21,178 千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	139,766,355 千円
翌年度繰越額は	557,977 千円
不用額は	5,173,194 千円

である。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
文官等恩給費	6,003,833	6,003,833	5,774,392	—	229,440	96
旧軍人遺族等恩給費	130,029,255	130,029,255	125,511,408	—	4,517,846	96
恩給支給事務費	756,572	756,572	697,530	—	59,041	92
遺族及び留守家族等 援護費	8,686,689	8,707,867	7,783,023	557,977	366,866	89
計	145,476,349	145,497,527	139,766,355	557,977	5,173,194	96

また、平成29年度から令和3年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、次の  
 とおりである。

(単位 千円)

事 項	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度
文官等恩給費	9,333,751	8,200,314	7,233,530	6,437,400	5,774,392
旧軍人遺族等恩給費	262,608,937	221,515,501	184,651,211	153,277,534	125,511,408
恩給支給事務費	1,065,602	993,826	927,663	737,622	697,530
遺族及び留守家族等 援護費	12,881,441	10,758,711	9,365,318	8,789,711	7,783,023
計	285,889,733	241,468,353	202,177,723	169,242,269	139,766,355

### 1 文官等恩給費

#### (I) 決算の概要

令和3年度における文官等恩給費の予算現額は

歳出予算額	6,003,833 千円
┌ 当初予算額	6,014,333 千円
└ 予算補正修正減少額	10,500 千円

であり、予算補正修正減少額は、文化功労者年金の支給に必要な既定予算の不用額を修正減少し

たものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 5,774,392 千円

不用額は 229,440 千円

であって、不用額は、総務省所管の恩給費において、普通扶助料の受給者が予定を下回ったこと等により、文官等恩給費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国会議員互助年金	1,816,178	1,816,178	1,712,083	—	104,094	94
文官等恩給費	3,253,155	3,253,155	3,127,808	—	125,346	96
文化功労者年金	934,500	934,500	934,500	—	—	100
計	6,003,833	6,003,833	5,774,392	—	229,440	96

## (II) 経費の概要及び事業実績

この経費は

- (1) 「国会議員互助年金法を廃止する法律」(平 18 法 1) 附則第 2 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の「国会議員互助年金法」(昭 33 法 70) 等に基づいて、退職した国会議員及びその遺族に支給する年金
- (2) 「恩給法」(大 12 法 48) 等に基づいて、退職した文官、教育職員、警察監獄職員及び待遇職員並びにこれらの遺族に支給する年金
- (3) 「文化功労者年金法」(昭 26 法 125) に基づいて、文化の向上発展に関し特に功績顕著な者を顕彰するために支給する年金

に要した経費である。

実績では、文官等恩給費として 5,774,392 千円を支給した。

年金等の新規裁定による増加、失権に伴う減少等を織り込んで算定した受給者数の予定と実績は、次のとおりである。

(単位 人)

区 分	受 給 者 数		区 分	受 給 者 数	
	予 定	実 績		予 定	実 績
国会議員互助年金	655	605	そ の 他	431	412
普通退職年金	322	290	文化功労者年金	270	267
遺族扶助年金	333	315	人文科学部門	—	39
互助一時金	—	—	自然科学部門	—	99
文官等恩給	3,261	2,951	文芸部門	—	20
普通扶助料	2,830	2,539	芸術その他の部門	—	109

## 2 旧軍人遺族等恩給費

### (I) 決算の概要

令和 3 年度における旧軍人遺族等恩給費の予算現額は

歳出予算額 130,029,255 千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 125,511,408 千円

不用額は 4,517,846 千円

であって、不用額は、恩給費において、普通扶助料及び公務関係扶助料の受給者が予定を下回ったこと等により、旧軍人遺族等恩給費を要することが少なかったため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
普 通 扶 助 料	96,783,467	96,783,467	93,327,236	—	3,456,230	96
公 務 関 係 扶 助 料	24,430,348	24,430,348	23,772,402	—	657,945	97
そ の 他	8,815,440	8,815,440	8,411,768	—	403,671	95
計	130,029,255	130,029,255	125,511,408	—	4,517,846	96

## (II) 経費の概要及び事業実績

この経費は、「恩給法」等に基づいて、旧軍人及びその遺族等に支給する普通恩給、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、普通扶助料、公務扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金、一時恩給及び一時金に要した経費である。

実績では、旧軍人遺族等恩給費として 125,511,408 千円を支給した。

旧軍人遺族等恩給の新規裁定による増加、失権に伴う減少等を織り込んで算定した受給者数の予定と実績は、次のとおりである。

(単位 千人)

区 分	受 給 者 数	
	予 定	実 績
普 通 扶 助 料	157	145
公 務 関 係 扶 助 料	13	13
そ の 他	12	11
計	184	170

## 3 恩給支給事務費

### (I) 決算の概要

令和3年度における恩給支給事務費の予算現額は

歳出予算額 756,572 千円

┌ 当初予算額 884,563 千円

└ 予算補正修正減少額 127,991 千円

であり、予算補正修正減少額は、恩給支給事務に必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 697,530 千円

不用額は 59,041 千円

であって、不用額は、恩給費において、契約価格が予定を下回ったこと等により、恩給支給業務庁費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
恩給支給事務費	756,572	756,572	697,530	—	59,041	92

## (Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

この経費は、文官、旧軍人及びその遺族等に対する恩給並びに国会議員互助年金の支給事務等を処理するために要した経費である。

実績では、恩給支給事務費として 697,530 千円を支出した。

## 4 遺族及び留守家族等援護費

## (Ⅰ) 決算の概要

令和3年度における遺族及び留守家族等援護費の予算現額は

8,707,867 千円

であって、その内訳は

歳出予算額	8,686,689 千円				
<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">           {                       当初予算額                       予算補正追加額                       予算補正修正減少額           }         </td> <td>8,168,898 千円</td> </tr> <tr> <td>517,829 千円</td> </tr> <tr> <td>38 千円</td> </tr> </table>	{ 当初予算額 予算補正追加額 予算補正修正減少額           }	8,168,898 千円	517,829 千円	38 千円	
{ 当初予算額 予算補正追加額 予算補正修正減少額           }		8,168,898 千円			
		517,829 千円			
	38 千円				
前年度繰越額	21,178 千円				

であり、予算補正追加額は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一環として、「新しい資本主義」を起動するため行うしょうけい館機能強化事業等の民間団体への委託に必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、遺族及び留守家族等の援護に必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 7,783,023 千円

翌年度繰越額は 557,977 千円

不用額は 366,866 千円

であって、翌年度繰越額は、厚生労働省所管の遺族及留守家族等援護事務委託費において、計画に関する諸条件により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかったこと等によるものであり、不用額は、厚生労働省所管の遺族及留守家族等援護費において、遺族年金の支給額が予定を下回ったこと等により、遺族等年金を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差 引 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
戦傷病者戦没者遺族年金等	5,747,293	5,751,818	5,539,317	43,509	168,991	96
遺 族 年 金	2,377,112	2,377,112	2,244,987	600	131,524	94
遺 族 給 与 金	1,363,809	1,366,889	1,383,557	6,576	△ 23,244	101
障 害 年 金	1,329,388	1,330,833	1,304,789	—	26,043	98
遺 族 一 時 金	100	100	—	—	100	—

(単位 千円)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差引額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割合 (%)
その他	676,884	676,884	605,982	36,333	34,568	89
戦傷病者等療養給付	755,110	755,110	217,233	514,468	23,408	28
特別給付金等支給事務費	1,083,437	1,083,437	1,029,330	—	54,106	95
中国残留邦人等支援事業費	1,097,937	1,114,590	994,230	—	120,359	89
戦傷病者等無賃乗車船等負担金	2,912	2,912	2,911	—	0	99
計	8,686,689	8,707,867	7,783,023	557,977	366,866	89

## (Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

## (1) 戦傷病者戦没者遺族年金等

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(昭27法127)に基づく遺族年金、遺族給与金等及びこれらの裁定事務等として5,539,317千円を支出した。

(遺族年金受給者数(軍属・軍人))

(単位 人)

区分	2年度末人員	3年度末人員
先順位者	1,486	1,176
後順位者	1	1
計	1,487	1,177

(遺族給与金受給者数(準軍属))

(単位 人)

区分	2年度末人員	3年度末人員
先順位者	1,018	899
後順位者	1	1
計	1,019	900

(障害年金受給者数)

(単位 人)

区分	2年度末人員			3年度末人員		
	軍属・軍人分	準軍属分	計	軍属・軍人分	準軍属分	計
特別項症	2	—	2	2	—	2
第1"	1	5	6	1	5	6
第2"	3	15	18	3	13	16
第3"	4	34	38	4	29	33
第4"	4	59	63	4	57	61
第5"	12	94	106	10	78	88
第6"	5	57	62	3	53	56
第1款症	7	39	46	7	35	42
第2"	6	57	63	5	53	58
第3"	9	67	76	6	57	63
第4"	1	49	50	1	42	43
第5"	8	100	108	6	90	96
計	62	576	638	52	512	564

## (2) 戦傷病者等療養給付

「未帰還者留守家族等援護法」(昭28法161)に基づく留守家族手当等及びこれらの支給事務、

「未帰還者に関する特別措置法」(昭34法7)に基づく弔慰料及びこれらの支給事務並びに「戦傷病者特別援護法」(昭38法168)に基づく療養の給付及びこれらの給付事務等として217,233千円を支出した。

(療養患者数)

(単位 人)

区 分	入 院	通 院	計
2年度末患者数	—	46	46
3年度末患者数	—	44	44

(補装具の支給・修理状況)

(単位 件)

区 分	支 給	修 理	計
29年度	42	25	67
30年度	40	15	55
元年度	19	14	33
2年度	17	5	22
3年度	16	9	25

(戦時死亡宣告審判申立及び確定者数)

(単位 人)

区 分	審 判 申 立			審 判 確 定		
	未復員者	未帰還邦人	計	未復員者	未帰還邦人	計
29年度	—	—	—	—	—	—
30年度	—	—	—	—	—	—
元年度	—	—	—	—	—	—
2年度	—	—	—	—	—	—
3年度	—	—	—	—	—	—

### (3) 特別給付金等支給事務費

「引揚者給付金等支給法」(昭32法109)、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭38法61)、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」(昭40法100)、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭41法109)及び「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」(昭42法57)に基づく特別給付金等の支給事務費として1,029,330千円を支出した。

### (4) 中国残留邦人等支援事業費

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく引揚等援護等に要した中国残留邦人等支援事業費として994,230千円を支出した。

(永住帰国者等数)

(単位 人)

区 分	元 年 度	2 年 度	3 年 度
永 住 帰 国 者	4	—	2
一 時 帰 国 者 ( 往 復 )	214	—	8
訪 日 調 査 孤 児	—	—	—
そ の 他	12	6	6

(5) 戦傷病者等無賃乗車船等負担金

戦傷病者等無賃乗車船等負担のため 2,911 千円を支出した。

(戦傷病者等の旅客鉄道株式会社の鉄道等への無賃乗車船者数)

(単位 延人)

区	分	乗車船者数
2	年 度	650
3	年 度	259